

所管事項調査

福祉医療費の過誤払いに対する返還請求について

目次

ページ

1	概要	2
2	過誤払いの金額等	2
3	今後の過誤払いへの対応	3

こども部

令和6年9月

1 概要

- ・ ども政策課が実施する現物給付方式での福祉医療費支給について、過誤払いが生じていたが、本来行うべき返還請求事務を怠っていたことが令和5年12月に判明した。（令和6年3月市議会教育厚生委員会で報告済）
- ・ 今回、時効到来により債権が消滅したものを含めた過誤払いの金額等及び今後の過誤払いへの対応について報告するもの。

2 過誤払いの金額等

受診月	人数	金額
H28. 4月～H31. 2月	389人	1, 358, 859円… A
H31. 3月～R6. 4月	782人	3, 588, 741円… B

A…5年間の時効到来のため債権が消滅

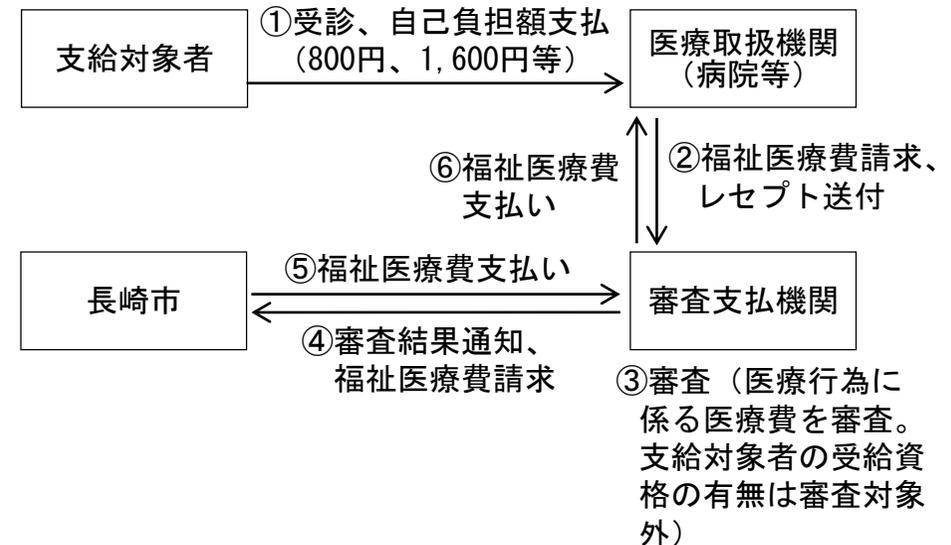
B…令和6年3月及び7月に受給者に対して返還請求

【令和6年8月20日現在】

納付済	2, 548, 440円	(638人)	71. 0%
分割納付	346, 886円	(8人)	9. 7%
未納	693, 415円	(136人)	19. 3%
計	3, 588, 741円	(782人)	

(参考)

【現物給付のフロー】



- (1) 上記フローにおいて、①の受診時点で、支給対象者が受給資格を喪失していたにもかかわらず、現物給付方式で受診した場合に過誤払いが発生

〔受給資格の喪失〕

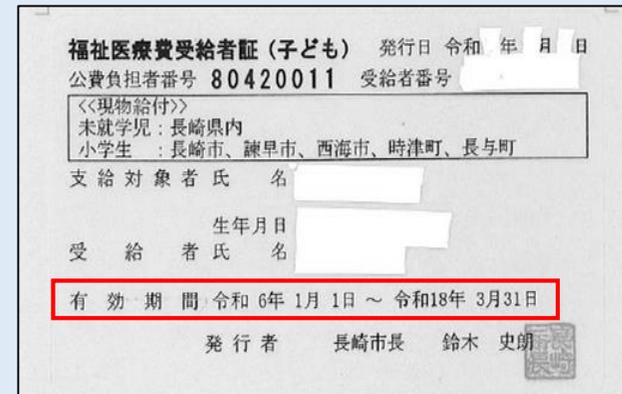
- ・ 子ども福祉医療費の場合
転出、生活保護受給 等
- ・ ひとり親福祉医療費の場合
転出、児童扶養手当受給資格喪失、生活保護受給 等

- (2) ④で、市が審査支払機関から審査結果の通知を受けた後に過誤払いがあったことが判明

3 今後の過誤払いへの対応

過誤払いが発生した原因に応じて、次のとおり受給者又は医療取扱機関に対して返還請求

過誤払いの原因	請求先
支給対象者が、福祉医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の <u>有効期間内</u> に受給資格を喪失したにもかかわらず、市に届け出て返還すべき受給者証を返還せず、医療取扱機関で受給者証を提示して受診した場合	受給者に請求 （納入通知書を送付）
支給対象者が、 <u>有効期間の過ぎた</u> 受給者証を提示し、医療取扱機関において有効期限切れを見落として現物給付で受診させた場合	医療取扱機関に請求 （審査支払機関から直接医療取扱機関にレセプトの返還）



（福祉医療費受給者証）

（参考）これまでの経過

時期	過誤払いへの対応	過誤払いを生じさせない取組み
R5. 12月	・ 返還請求を行っていない過誤払いがあることが判明	
R5. 12月～R6. 2月	・ 金額等を調査・把握 ※債権の消滅時効（5年間）未到来のものを優先実施	
R6. 3月	・ 市議会教育厚生委員会所管事項調査において報告 ・ 受給者へ返還請求（H31. 3月～R5. 9月受診分）	
R6. 3月～R6. 5月	・ 債権の消滅時効（5年間）が到来した過誤払いの金額等を調査・把握	・ 離婚届や転出届の受付の際に、受給者証返還の案内を徹底するように改めて地域センターへ依頼（R6. 3月） ・ 医療取扱機関に対して受給者証の有効期間の確実な確認を依頼（R6. 5月）
R6. 7月	・ 受給者へ返還請求（R5. 10月～R6. 4月受診分）	